



市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

*掲載した催しなどは、新型コロナウイルス感染症予防のため、中止または変更になる場合がありますので、実施の有無については、事前に主催者にご確認ください。また、会場ではマスクの着用などをお願いします。

令和2年度 特定計量器定期検査

計量器(はかり)を取引や証明のために使用する場合は、計量法の規定により定期検査が必要です。2年に1回の定期検査を、お近くの検査会場で受けてください。日程の都合がつかない場合は、他の地区でも受けられます。

定期検査は、秋田市指定定期検査機関に指定した、一般社団法人秋田県計量協会が行います。

検査対象となる計量器の用途

①商店などで量り売りに使用されるもの

②学校、病院などで記録、証明に使用されるもの

*計量器が、検査対象か不明の場合はお問い合わせください。

検査手数料

ばねはかり(1器につき)≪500円(100kg以下)、電気式はかり(1器につき)≪1千400円(100kg以下)、分銅:おもり(1個につき)≪10円

地区ごとの検査日程

(前回と会場が一部異なります)

①〜⑦の会場は北部市民SC

①金足・下新城・上新城

7月9日(木)午前10時〜正午

②飯島

7月9日(木)午後1時30分〜3時30分

③寺内

7月10日(金)午前10時〜正午

④将軍野・土崎港(東)

7月10日(金)午後1時30分〜3時30分

⑤土崎港(西・南北)

7月13日(月)午前10時〜正午

⑥外旭川

7月13日(月)午後1時30分〜3時30分

⑦土崎港(中央・相染)

7月14日(火)午前10時〜午後3時30分

⑧⑨の会場は東部市民SC

⑧添川・仁別・山内・旭川・濁川

7月15日(水)午前10時〜正午

⑨広面・柳田・下北手・太平

7月15日(水)午後1時30分〜3時30分

⑩⑪の会場は南部市民SC(御野場)

⑩大住・仁井田

7月16日(木)午前10時〜正午

⑪御野場・御所野・四ツ小屋・上北手

7月16日(木)午後1時30分〜3時30分

⑫公設地方卸売市場

7月17日(金)午前9時30分〜11時30分、同卸売市場で行います

⑬⑭の会場は西部市民SC

⑬下浜

7月20日(月)午前10時〜正午

⑭勝平・向浜

7月20日(月)午後1時30分〜3時30分

⑮新屋・浜田・豊岩

7月21日(火)午前10時〜午後3時30分

⑯雄和

8月17日(月)午前10時〜午後3時30分、雄和市民SCで行います

⑰河辺

8月18日(火)午前10時〜午後3時30分、河辺市民SCで行います

●問い合わせ 秋田市計量検査所
☎(888)5649

北部・西部地域で学校統合 検討委員会を開催します

学校適正配置に関する地域協議の第1段階である地域ブロック協議会において、上新城・飯島南の各小学校および秋田西・豊岩・下浜の各中学校については、協議の第2段階である学校統合検討委員会を設置し、統合の可否について検討することとなりました。

傍聴希望のかたは、直接会場へお越しください。時間は午後6時30分〜7時30分。受け付けは先着順で、定員を超えた場合は、入場制限する場合があります。

上新城・飯島南の統合検討委員会

6月24日(水)、飯島南地区コミュニティセンターで

秋田西・豊岩・下浜の統合検討委員会

6月29日(月)、西部市民SCで

●問い合わせ 学校適正配置推進室 ☎(888)5812

就職・退職したかたは 国保の手続きが必要です

国民健康保険(国保)に加入しているかたが社会保険に加入した場合は、脱退の届出が必要です。

また、社会保険の資格を喪失した場合は、国保加入の届出が必要です。ただし、任意継続への加入や健康保険の扶養となった場合は除きます。

▼秋田市へ転入前に 社会保険の資格を喪失したかた

前住所の市町村に国保加入の届出が必要です。前住所での手続き後、秋田市で国保加入の届出をしてください。

*前住所での届出については、前住所の国保担当窓口へお問い合わせください。

▼秋田市へ転入した後に 社会保険の資格を喪失したかた

秋田市に国保加入の届出が必要です。

●問い合わせ 国保年金課国保年金資格担当 ☎(888)5633

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力!





医療安全支援センターを ご利用ください

八橋の市保健所内にある医療安全支援センターでは、専用電話と面談(要予約)で医療に関する相談に応じています。

医療安全支援センター

相談専用電話(883)1229

*平日午前9時～正午、午後1時～4時。相談員が不在の場合がありますのでご了承ください。

【こんなときはご相談ください】

- ▼市内の医療機関(病院や診療所など)で受けた治療や説明に関する疑問や不安について
- ▼医師・看護師などの対応について
- ▼医療機関の清潔保持について
- ▼医療安全の相談に対応できる医療機関や団体の紹介

【相談の際はご注意ください】

- ▼医療機関とのトラブルは、当事者間での話し合いによる解決が原則です
- ▼医療機関との紛争の仲介や調停は行いません
- ▼診療行為の是非や、過失の有無の医学的判断はできません
- ▼特定の医療機関の紹介や評価は行いません
- ▼医療費(診療報酬)の内容に関する

疑問は、医療機関に直接お尋ねください

喫煙可能室の設置には 届出が必要です

今年4月から、改正健康増進法と秋田県受動喫煙防止条例が全面施行され、飲食店は原則屋内禁煙となりました。

ただし、次の条件すべてを満たす飲食店は、経過措置として喫煙しながら飲食ができる喫煙可能室を設置できます。設置には届出が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

〈広報ID番号 102011〉

喫煙可能室の設置要件

- ▼今年4月1日時点で、営業している飲食店であること
- ▼中小企業基本法における定義などから、資本金5千万円以下であること
- ▼客席面積100㎡以下であること
- 問い合わせ
保健予防課☎(883)1178

食中毒にご注意を！ O157、カンピロバクター

梅雨から夏にかけて、細菌による食中毒に特に注意が必要です。なかでも牛肉や豚肉、鶏肉による「腸管出血性大腸菌(O157など)」「カ

ンピロバクター」などは要注意です。正しい知識を身につけて、食中毒を防ぎましょう。

◆肉は生で食べないで

鶏刺しなど、肉を生で食べたことによる食中毒が全国で発生しています。生肉に付着していることがある腸管出血性大腸菌、カンピロバクターは、少量の菌で食中毒を起こすため、鮮度に関わらず、食中毒になる危険性があります。

◆加熱不足の肉料理は避ける

ひき肉、筋切り肉、タレに漬けて込んだ肉、牛や鶏の内臓は、内部まで菌が入り込んでいる場合があります。内部まで十分に加熱してから食べましょう。目安は、肉の内部の温度が75度で1分以上(中の赤身が無くなった状態)になるように加熱することです。

◆子どもや高齢者が

肉を生で食べると特に危険！

抵抗力の弱い子どもや妊婦、高齢者の場合、食中毒症状が重症化しやすく、後遺症が残ることもあります。特に、腸管出血性大腸菌による食中毒は命に関わる場合があります。

◆焼く箸と食べる箸は別々に

生肉に触れた箸は口に入れないようにしましょう。面倒でも、箸は区別して使いましょう。

●問い合わせ

衛生検査課☎(883)1181

飛沫防止用シート付近での 火気取り扱いにご注意

新型コロナウイルス感染予防のため店頭で使用している飛沫防止用シートは、材質によっては燃えやすく、火災時に延焼拡大する危険性があります。次の点に十分ご注意ください。①ただくほか、難燃性・不燃性シートの使用も検討願います。

- ・飛沫防止用シート付近での火気の使用や喫煙は絶対に行わない
- ・白熱球などの熱源から離して使用する
- ・ライターなどを扱う売り場では、お客が不意にライターを点火することがないように管理する

●問い合わせ 消防本部予防課

☎(823)4247

秋田市文化選奨は、前年度に文化や芸術などの各分野において優れた作品を発表し、秋田市の文化の振興に大きく寄与した個人・団体を表彰し、顕彰するものです。

なお、広報あきた4月3日号でお知らせしていた令和2年度(第37回)秋田市文化選奨については、該当者なしとなりました。

文化振興課☎(888)5607